

教育こども委員会関係

こども未来局
教育委員会

1 こども未来

(1) 社会福祉施設等

心身障がい児施設

(*は指定管理者)

種別	施設名	所在地	設置主体	設置年月	定員
児童発達支援センター	心身障がい福祉センター (知的障がい児)*	中央区長浜一丁目	市立	昭54. 5	30
	心身障がい福祉センター (難聴幼児)*	"	"	"	30
	めばえ学園*	博多区半道橋一丁目	"	"	40
	東部療育センター*	東区青葉四丁目	"	平23. 4	70
	西部療育センター*	西区内浜一丁目	"	平14. 4	70
	ゆたか学園	城南区大字東油山	社会福祉法人	昭45. 3	50
	しいのみ学園	南区井尻一丁目	"	昭53. 4	30
	joyひこばえ	博多区上川端町	"	平17. 4	30
	こだま	博多区井相田二丁目	"	平27. 4	30
	野の花	西区今津	"	令元. 7	30
医療型児童発達支援センター・指定医療機関	さくら園	東区雁ノ巣一丁目	"	令 3. 4	30
	心身障がい福祉センター (肢体不自由児)*	中央区長浜一丁目	市立	昭54. 5	40
	あゆみ学園*	南区屋形原二丁目	"	昭48. 6	40
	福岡病院(指定医療機関)	南区屋形原四丁目	独立行政法人 国立病院機構	昭44. 4	15
障がい児入所施設・指定医療機関	生明学園	早良区飯倉五丁目	県立	昭24.12	7
	新開学園	"	"	"	15
	若久緑園	南区若久二丁目	社会福祉法人	平15. 4	50
	福岡病院(指定医療機関)	南区屋形原四丁目	独立行政法人 国立病院機構	昭44. 4	15
	虹の家(療養介護併設)	博多区千代一丁目	社会福祉法人	令 2. 2	52

児童福祉施設等

種別	施設名	所在地	設置主体	設置年月	定員
母子生活支援施設	百道寮	早良区百道三丁目	社会福祉法人	昭32. 3	20
	室見寮	早良区小田部六丁目	"	昭26. 7	50
助産施設	福岡赤十字病院	南区大楠三丁目	日本赤十字社	昭43.12	3
	千鳥橋病院	博多区千代五丁目	社団法人	平14.10	1
乳児院	福岡乳児院	博多区西春町一丁目	社会福祉法人	昭22. 2	28
	福岡子供の家みずほ乳児院	城南区樋井川六丁目	"	平14.11	18
児童養護施設	和白青松園	東区三苦二丁目	"	昭21.10	52
	福岡育児院	東区原田二丁目	"	"	67
	福岡子供の家	早良区大字西	"	昭30. 8	52
児童心理治療施設	福岡市立児童心理治療施設*	中央区地行浜二丁目	市立	令 2. 4	入所 20 通所 15

種別	施設名	所在地	設置主体	設置年月	定員
自立援助ホーム	かんらん舎	城南区梅林一丁目	特定非営利活動法人	平20. 7	6
	結ホーム	南区皿山二丁目	"	平27.11	6
	カルーナFUKUOKA	早良区城西一丁目	公益財団法人	平31. 4	6
児童家庭支援センター	福岡市子ども家庭支援センター				
	「SOS子ども村」	中央区赤坂一丁目	特定非営利活動法人	平25. 5	—
	「はぐはぐ」	南区長住三丁目	"	平27. 7	—
児童厚生施設 保育施設等 へき地の保育所	「ちあふる」	東区筥松二丁目	"	令3.12	—
	中央児童会館* (あいくる)	中央区今泉一丁目	市立	昭45. 1	—
	公立7か所 (定員1,060人)、私立464か所 (定員41,806人)				
小呂保育所*	小呂保育所*	西区大字小呂島	市立	平2. 4	30

その他の社会福祉施設

種別	施設名	所在地	設置主体	設置年月	定員
母子・父子福祉施設	ひとり親家庭支援センター*	中央区大手門二丁目	市立	昭60.10	—

(2) 主な福祉機関・施設

心身障がい福祉センター (あいあいセンター)

事業内容 相談、診断、判定、知的障がい児通園、肢体不自由児通園、難聴幼児通園、中途障がい者のリハビリテーション

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区長浜一丁目 2-8	昭54.5	敷地面積1,291m ² 延床面積6,219m ² 地上7階 地下1階建	利用者 29,296人

西部療育センター

事業内容 相談、診断、判定、知的障がい児通園

所在地	開設	規模	3年度利用状況
西区内浜一丁目 5-54	平14.4	敷地面積2,252m ² 延床面積3,937m ² 地上5階建	利用者 30,596人

東部療育センター

事業内容 相談、診断、判定、知的障がい児通園

所在地	開設	規模	3年度利用状況
東区青葉四丁目 1-1	平23.4	敷地面積5,004m ² 延床面積3,425m ² 地上2階建	利用者 25,571人

児童心理治療施設

事業内容 心理治療が必要な児童を対象に、生活指導、心理治療等を行う。

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区地行浜二丁目1-28	令2.4	こども総合相談センター内 (1階、2階及び3階の一部) 専有面積2,217.1m ²	入所 10人 通所 11人 (令和4年3月末)

中央児童会館（あいくる）

主要施設 交流スペース、児童体育室、子どもプラザ、一時預かり室等

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区今泉一丁目 19-22	昭45.1	敷地面積1,132m ² 延床面積1,701m ² 地上8階建の5階から8階（屋上）	利用者 延60,834人

ひとり親家庭支援センター

主要施設 相談室、技能習得室等

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区大手門二丁目5-15	昭60.10	敷地面積839m ² 延床面積約1,390m ² 地上3階 地下1階建	利用者 9,705人

こども総合相談センター

事業内容 0歳から20歳までの子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野からの総合的・専門的な相談・支援を行う。

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区地行浜二丁目1-28	平15.5	敷地面積2,884m ² 延床面積12,374m ² 地上7階 地下1階建	電話相談件数 11,303件 面接相談件数 7,544件 一時保護児童数（実人員） 332人

(3) 第5次福岡市子ども総合計画〔令和2年3月策定〕

子どもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進

位置付け ○福岡市子ども・子育て支援事業計画

○福岡市子ども・若者計画

○次世代育成支援福岡市行動計画

○福岡市ひとり親家庭等自立促進計画

○福岡市子どもの貧困対策推進計画

計画期間 令和2年度から令和6年度まで

基本目標 ○安心して生み育てられる環境づくり

○子ども・若者の自立と社会参加

○さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

(4) “い～な”ふくおか・子ども週間♡”

毎月1～7日の少なくとも1日は、企業（職場）や地域・家庭など、いろいろな場で、子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップしていく運動

賛同企業・団体（令和4年3月末現在） 1,158企業・団体

(5) 母子保健対策の概要

事業名	対象者	事業内容	3年度実績等
マタニティースクール	妊娠及び家族	妊娠、分娩等の知識普及 保健福祉センター（保健所）で開催	延 344人
母子健康手帳の交付	妊娠を届け出た人等	妊娠、出産、育児に関する記録簿 予防接種記録としても使用	13,703冊交付
健 康 診 查	妊 婦	妊 婦	妊娠の健康診査や保健指導を実施（14回助成） 医療機関・助産所に委託及び償還払い
	産 婦	産後8週未満の産婦	産後うつの予防等を図るため、産婦への健康診査を実施
	4か月児	生後4か月の乳児	先天性異常や疾病の早期発見と保健指導、育児支援等
	10か月児	生後10か月の乳児	中等度の脳障がい、難聴等の発見・治療/医療機関に委託
	1歳6か月児	1歳6か月児	身体発育、精神発達遅滞等の早期発見等
	3歳児	3歳1か月児	4か月児 12,406人 10か月児 11,933人 1歳6か月児 12,731人 3歳児 12,959人
訪 問 指 導	妊 産 婦	妊産婦で指導の必要な人	保健師、助産師が訪問指導し健康維持・増進を図る。
	新 生 児 (全 戸)	生後3か月頃までの全ての家庭	保健師、助産師が訪問し育児、栄養等の相談を行う。
	未 熟 児	2,500g未満の低出生体重児	保健師が訪問し未熟児の育児、栄養、疾病予防に関する指導を行う。
母 子 巡 回 健 康 相 談	妊産婦、乳幼児	母子巡回健康相談車で地域を巡回し健康相談等を行う。	延 3,448人
低 月 齢 児 室 親 子 教 室	乳児と母親	講話や交流を通して産後早期の育児不安の解消を図る。	各区保健福祉センター等で実施
乳幼児健全発達支援事業	健康診査や母子相談等で精神面で要精密になった子どものうち、軽度の知的遅れや情緒障がい等の問題を親子の関わりによって改善できると思われる母子を対象とする。	母 子 延 87人	母 子 延 87人
特定不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦（年齢等の要件あり）	子どもを望む夫婦に対し、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用の一部を助成	延 3,693件
一般不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦（年齢等の要件あり）	若い世代からの不妊治療を支援するため、一般不妊治療（人工授精）の費用の一部を助成	延 646件
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む夫婦（年齢等の要件あり）	流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費および治療費の一部を助成する。	延 61件
不妊専門相談センター	不妊・不育に悩む夫婦等	不妊カウンセラー等が専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施	相談件数延 1,872件
母親の心の健康支援事業	妊産婦等	育児不安が強い母親等に子ども家庭支援員の派遣を実施	派遣 88家庭 (延 1,062件訪問)
産後ケア事業	生後1年未満の乳児と母親	家族等からの支援が困難で育児不安等がある方に対して、産科医療機関等で母体のケアや育児の支援などを実施	延 1,426日
産後ヘルパー派遣事業	生後6か月未満（多胎の場合は1年未満）の乳児がいる家庭	家族等からの支援が困難な家庭にヘルパーを派遣して家事や育児の援助を実施	延 2,921回

(6) 児童・ひとり親福祉施策

事業名	事業概要等	3年度実績等
家庭相談員	各区子育て支援課に配置 (母子・父子自立支援員、婦人相談員を兼務) 児童養育、母子・父子、寡婦及び婦人保護に関する相談	相談員 25人
里親制度	家庭で養育できない児童を、里親研修を受講し里親登録された家庭で、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育する。	登録263世帯 (令和4年3月末)
養育支援事業	養育上の問題を抱える家庭へ子ども家庭支援員、育児・家事ヘルパー、こどもサポートーを派遣し、虐待の未然防止や再発予防を図る。	派遣188家庭 (延3,664家庭)
支援対象児童等見守り強化事業	支援が必要な児童・家庭を訪問し、食事提供・生活指導等による見守りを実施する。	派遣6家庭
児童手当支給	(所得制限限度額未満) 3歳未満 月額15,000円 3歳～小学校修了前 第1～2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 (所得制限限度額以上所得上限額未満) 月額 5,000円 (所得上限額以上) 令和4年度6月分～支給なし	受給者 124,237人 (令和4年2月末)
児童扶養手当支給	ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの間にある子（障がい児については20歳未満）を養育している者 所得制限有 月額 1人目43,070円～10,160円 2人目10,170円～5,090円を加算 3人目以降1人につき6,100円～3,050円を加算	受給者 13,298人 (令和4年3月末)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の母（父）親、または寡婦が一時的に病氣等により日常生活に支障がある際に家庭生活支援員を派遣する。（所得に応じた費用負担有）	延派遣時間 1,459時間
災害遭難児手当支給	交通・労働・不慮の災害により親を失った児童の保護者（重度障がい者になった場合含む） 児童1人4,000円/月	延児童数 737人
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等に対して、修学、就学支度、生活、転宅等の資金を貸付けする。	369件
病児・病後児デイケア事業	病氣やその回復期にある児童が、保護者の勤務の都合等により家庭での対応が困難な場合、医療機関に併設した施設で一時保育する。	延 19,805人
子どもショートステイ	保護者が疾病等の事由により養育が困難な児童を、児童養護施設・乳児院等で一時保護する。 (原則7日以内)	延 5,550人(日)

(7) 心身障がい児福祉施策

事業名	事業概要等	3年度実績等
障がい児 福祉手当	常時介護を要する重度障がい児（20歳未満） 所得制限有 14,880円/月（3年度）	10,305人
特別児童 扶養手当	20歳未満の心身障がい児を養育している者 所得制限有 1級（重度）52,400円/月 2級（中度）34,900円/月	3,734人 (令和4年3月末)
心身障がい児（者） 緊急一時介護	保護者等が一時的に介護できない場合、介護ヘルパーを派遣 身障1・2級児、療育手帳A及びBのうち中度の児・者、身障1～4級かつ知的障がい者、身障3・4級かつ知的障がい児	28件 347時間
障がい児等 療育支援事業	在宅障がい児への訪問療育・外来療育・相談援助を行うとともに、関係施設への支援事業や地域啓発活動を行う。	21,306件
障がい児 地域交流支 援事業	障がい児と同じ地域の子どもたちとの交流を促進するため、地域において独自に工夫を凝らしながら、催し等を実施する地域団体の経費の一部を助成する。	2団体
発達障がい者 支援センター運営	「発達障がい者支援センター」を中心に発達障がい児・者の相談支援や支援者養成研修、啓発活動等を行う。	支援センター 相談件数 延 3,319件

(8) 保育

(令4.4.1現在)

区分	既設 (か所)	職員数 (人)	定員 (人)	入所人員(人)		目標
				3歳未満児	3歳以上児	
保育所	総数	292(1)	9,440	39,099(30)	14,678	21,668(3)
	市立	7(1)	487	1,060(30)	415	605(3)
	私立	285	8,953	38,039	14,263	21,063
認定こども園	8	268	860	270	514	待機児童の 解消及び未 入所児童の 減少
小規模保育事業所	150	1,335	2,590	1,769	0	
家庭的保育事業所	3	24	15	14	—	
事業所内保育事業所	6	51	131	43	—	
居宅訪問型保育事業所	2	6	5	—	1	
幼稚園2歳児預り	10	—	166	63	—	

(注) () は、へき地の保育所分で外数である。

1.職員数について

- ①認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型の保育所機能部分の数
- ②各保育事業所は、賃金職員を含んだ数

2.認定こども園の定員は保育所機能部分の定員である。

3.事業所内保育事業所の定員は従業員枠を含む。

特別支援保育・延長保育・夜間保育・休日保育（令4.4.1現在）

区分	概要	実施園数	利用人員等
特別支援 (さぼ～と) 保育	保育施設等において特別な支援を必要とする児童の保育を実施し、健全な成長・発達を促進する。	237か所	726人
延長保育	保育施設等：延長時間 1時間	221か所	50,741人
	保育施設等：延長時間 2時間	121か所	34,561人
	保育施設等：延長時間 3時間	3か所	1,468人
	保育施設等：延長時間 4時間	2か所	1,200人
	夜間保育所：延長時間 2・4時間	2か所	570人
夜間保育	開所時間11時～22時	2か所	87人
休日保育	開所時間 7時～18時	10か所	4,780人

(注) 特別支援（さぼ～と）保育は保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の実績
 延長保育は、令和3年度の保育所、認定こども園、地域型保育事業所における実施
 施設数及び月ごとの利用児童の年間合計、休日保育は令和3年度の利用実延数

一時保育事業

パート就労等による一時的な保育や保護者の疾病等による緊急及び私的理由の保育に対応するため実施する。民間保育所25か所、小規模保育事業所8か所で実施（令和3年度補助金交付実績）

(9) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や通院等のため一時的に保育ができない場合に子どもを預かる事業。実施施設（令4.4.1現在）12か所

(10) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳のすべての子どもと、保育が必要な0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象として実施。

年齢	所得	利用施設	保育の必要性	無償化の内容	
3 ～ 5 歳	全 世 帯	幼稚園 (満3歳～)	新制度移行済 私学助成園	不要	無償 月額上限25,700円
		幼稚園の預かり保育事業			月額上限11,300円
		保育所・認定こども園等			無償
		企業主導型保育事業			利用者負担相当額まで無償
		認可外保育施設等			月額上限37,000円
0 ～ 2 歳	住 民 税 非 課 税 世 帯	保育所・認定こども園等			無償
		企業主導型保育事業			利用者負担相当額まで無償
		認可外保育施設等			月額上限42,000円

(11) 福岡市子育て支援コンシェルジュ

各区に「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、保護者のニーズに合った教育・保育サービスの情報提供・相談を行う。

(12) 第3子優遇事業

18歳未満（18歳に達する年度末まで）の児童を3人以上養育する家庭で、第3子以降の児童が小学校入学前の3年間にある間、次の区分に応じて、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。

区分	概要
幼稚園・認定こども園・認可保育所等通園児童（小呂保育所を含む）	月額4,500円を限度に副食費を免除又は助成
保育施設等*を利用する児童	「保育施設等利用手当」を支給 月額4,500円を限度に副食費を支給 幼児教育・保育の無償化の対象者以外には、副食費に加えて、月額25,000円を限度に保育施設等の利用料を助成
上記以外の児童（家庭内養育など）	月額10,000円の「第3子手当」を支給（所得制限あり）

（注）※幼稚園、市の保育施設等（小呂保育所を含む）、認定こども園及び児童発達支援センターを除く保育施設

(13) 青少年施設

科学館

主要施設 基本展示室、企画展示室、ドームシアター、サイエンスホール、おやこひろば等

所在地	開設	規模	3年度利用状況
中央区六本松4丁目2番1号	平29.10	専有面積8,300m ² 共有面積1,850m ² 鉄骨造（複合施設3階～6階）	入館者数 延383,877人

背振少年自然の家

主要施設 宿泊棟、生活棟、研修棟、管理棟、プレイホール、天文台、キャンプ場

所在地	開設	規模	3年度利用状況
早良区大字板屋530番地	昭59.7	敷地面積189,107m ² 延床面積6,544m ² 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）	利用人数* 延11,220人

（注）※利用状況内訳 89団体 利用実人数5,906人

海の中道青少年海の家

主要施設 宿泊棟、本館棟、プレイホール棟、キャンプ場

所在地	開設	規 模	3年度利用状況
東区大字西戸崎 (海の中道海浜公園内)	平元.7	敷地面積65,463m ² 延床面積6,715m ² 鉄筋コンクリート造平屋建(一部地下1階)	利用人数* 延19,481人

(注) *利用状況内訳 113団体 利用実人数9,219人

(14) 青少年健全育成

青少年の健全育成・非行防止に係る活動

7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」、11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者の育成支援及び非行・被害防止に係る活動を推進する。

区青少年育成推進事業

各区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動等地域に根ざした各種青少年育成事業を推進する。

少年愛護パトロール員・青少年を見守る店・各区青少年育成連絡（協議）会・中学校区青少年育成連絡協議会等

福岡市旅館等設置規制指導要綱〔平成9年7月10日施行〕

目的 善良な風俗及び健全な生活環境を保持し、青少年の健全な育成を図る。

主な内容 ○旅館等の建築主に対し、建設計画の事前公開、近隣住民への説明及び市との事前協議を求める。

○ラブホテル類似施設と判定された場合、建築等の計画の変更又は中止を指導、勧告する。

福岡市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱〔平成2年1月1日施行〕

目的 青少年の健全育成と市民の良好な生活環境の保持を図る。

主な内容 カラオケボックスの建築主等に対し、計画の事前公開、近隣住民への説明、密室化の防止、青少年の入場制限及び市との事前協議を求める。

青少年国際交流事業

国際感覚あふれる青少年の育成を図る目的で、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が実施する、アジア太平洋諸国の子どもたちの交流事業等を支援する。

*令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更

(15) 地域子ども育成事業

地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもが社会性や自律性を身につけることができる環境づくりを進める。

○研修講師等の派遣及び子どもの夢応援事業を通して育成団体を支援

○思いやりの心推進モデル地区の指定

(16) 子ども・若者活躍の場プロジェクト

ひきこもりなど困難を有する子ども・若者が支援団体とともに農作業等を行い、活動を通して立ち直りや就労などに向けた第一歩を踏み出す機会を創出する。

(17) 若者のぶらっとホームサポート事業

若者（主に中高生）が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所の運営を行う。また、若者の居場所を地域に広げていくため、居場所づくり事業を行う団体へ財政支援を行うとともに、地域において開催運営する居場所に対し、講座等を通し、運営ノウハウを提供するなどの支援を行う。

(18) 子どもプラザ

乳幼児親子がいつでも自由に利用できる常設の遊び場、校区の子育て交流サロンなど子育て活動を支援する子育て支援の拠点として市内14か所に設置。

施設名	所在地
東区香椎子どもプラザ	東区香椎駅前二丁目52-1 セピアテラス西鉄香椎2階
東区三苦子どもプラザ	東区三苦五丁目1-40
東区東浜子どもプラザ	東区東浜一丁目1-1 ゆめタウン博多2階
博多区山王子どもプラザ	博多区山王一丁目13-10 博多市民センターに併設
博多区博多南子どもプラザ	博多区竹丘町一丁目4-11
中央区子どもプラザ	中央区今泉一丁目19-22 中央児童会館5階
南区おおはし子どもプラザ	南区塩原二丁目8-2 ※8月27日より
南区ひばる子どもプラザ	南区桧原二丁目36-15
城南区子どもプラザ	城南区鳥飼五丁目2-25 城南区保健福祉センター2階
早良区西南子どもプラザ	早良区西新三丁目13-1 西南学院百年館（松緑館）2階
早良区次郎丸中子どもプラザ	早良区次郎丸六丁目3-1 次郎丸中学校内
西区姪浜子どもプラザ	西区姪の浜四丁目8-28
西区徳永子どもプラザ	西区北原一丁目 2-1 イオンモール福岡伊都3階
西区橋本子どもプラザ	西区橋本二丁目27-2 木の葉モール橋本2階

(19) 地域子育て交流支援事業

育児不安を軽減し、子どもの健全な育成を図るため、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを行い、親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設・運営等を支援する。

(20) ファミリー・サポート・センター事業

育児を支援するための会員組織を作り、会員同士が地域の中で助け合いながら育児の相互援助活動を実施し、安心して楽しい子育てができる環境づくりをめざす。

(21) 多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の一部を助成する。

(22) 感染症対策等代替保育サポート事業

感染症等により休園となった保育施設等の利用者に対して、訪問型保育サービスの利用費用の一部を助成する。

(23) 特別支援学校放課後等支援事業

特別支援学校に通学する障がい児に放課後等の活動の場を提供するとともに、保護者に対するレスパイト（休息）支援等を行うため、放課後等支援事業を実施する。

(24) 福岡市成人の日記念行事「はたちのつどい」

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」成人の日の趣旨を踏まえ、全市を挙げて記念行事を開催する。

○日程 令和5年1月9日（月・祝）

○会場 マリンメッセ福岡A館〔予定〕

○主催 福岡市成人の日記念行事実行委員会・福岡市

○対象 記念行事該当者（平14.4.2～平15.4.1生 約16,000人）

○内容 式典・イベント（実行委員が企画）

(25) こんにちは赤ちゃん訪問事業

民生委員・児童委員が、赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、身近な所に子育ての相談相手がいることや、子どもプラザや子育て交流サロンなどの地域の子育て支援に関する情報を提供する。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問休止。

(26) 「赤ちゃんの駅」事業

乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設（民間施設含む）を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設はシンボルマーク（ステッカー、タペストリー、のぼり）を掲示する。

(27) ミニふくおか

子どもがつくるまち「ミニふくおか」を通して、子どもの主体性と協働性、コミュニケーション力を育み、福岡市の未来を創造的に切り拓く人材を育成する。

○対象者：福岡市在住または福岡市内の学校に通う小学3年生～中学生

○開催期間：3日間（令和4年8月16～18日）

○会場：福岡市総合体育館

(28) 子どもの貧困対策

すべての子どもが夢を描くことができ、健やかに育成される環境をつくるため、食事の提供や居場所づくりの支援、子どもを支える地域の支援者同士のネットワークづくり、習い事の費用の助成、ひとり親家庭の支援などを行うとともに、関係部局が連携を図り、総合的な取組みを行う。

(29) 子どもの権利サポート事業

一時保護所や里親、児童養護施設などで保護・養育されている子どもに、専門的な第三者が寄り添って意思表明を支援し、子どもの権利擁護を推進。

(30) ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを総合的に支援するため、ヤングケアラー相談窓口を中心に、適切な福祉サービスにつなぐ支援や関係機関への研修などヤングケアラーへの支援体制を構築する。

(31) 若者の相談支援体制強化

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者や家族を支援するため、若者支援地域協議会及び若者総合相談センターを設置し、民間支援団体を含めて連携を行う。

(32) プレコンセプションケア推進事業

30歳を迎える女性にクーポンを配布し、卵巣予備能（卵巣内に残っている卵子の数の目安）を調べる「抗ミュラー管ホルモン（AMH）測定検査」及び医師による説明にかかる費用を助成する。

2 教 育

(1) 市内学校一覧

(市立学校：令4.5.1現在、国立・県立・私立学校：令3.5.1現在)

区分		学校数	学級数	児童生徒数	教員数	職員数
幼稚園	私立	117	791	18,294	1,489 (316)	209
小学校	国立	1	18 (3)	447 (14)	26 (4)	2
	市立	145 〈1〉	3,164 (449)	83,170 (2,705)	4,580 (282)	493
	私立	3	36	1,113	74 (19)	9
中学校	国立	1	12 (3)	376 (14)	21 (4)	—
	市立	70	1,361 (191)	38,436 (1,033)	2,578 (180)	164
	私立	12	107	3,692	222 (223)	34
特別支援学校	市立	8	446	1,851	902 (17)	36
	県立	2	33	126	88 —	26
高等学校	全日制 県立	14	370	14,317	895	184
	全日制 市立	4	93	3,632	290 (94)	38
	全日制 私立	22	—	23,073	1,301	297
	定時制 県立	2	53	1,121	90	16
	通信制 県立	1	—	1,549	29	4
	通信制 私立	2	—	634	17	2
短期大学	私立	9	—	4,039	—	—
大学	国立	1	—	18,182	—	—
	県立	1	—	1,096	—	—
	私立	11	—	53,112	—	—
専修学校	国立	1	—	24	12 (6)	22
	私立	83	—	33,034	1,492 (3,028)	610
各種学校	私立	9	—	1,386	135 (116)	73

- (注) 1. 市立の中学校は夜間中学1校を含む
- 2. 学校数の〈 〉は休校(園)で内数
- 3. 学級数、児童生徒数の()は特別支援学級で内数
- 4. 教員数、職員数の()は兼務者で外数

(2) 市立高等学校 (令4.5.1現在)

学校名	所在地	創立年月日	生徒数	教員数	職員数
福翔	南区野多目五丁目	明33. 4.23	949	81(21)	11(1)
博多工業	城南区東油山四丁目	昭15. 5. 1	830	82(24)	7
福岡女子	西区愛宕浜三丁目	大14. 5.15	905	63(31)	13(1)
福岡西陵	西区大字拾六町	昭50.10.18	948	64(18)	7(1)

(注) 教員数()は兼務者で外数、職員数の()は実習助手で内数

(3) 市立小・中学校規模別学校数（学級数別）（各年度5月1日現在）

区分	小学校		中学校	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
合計	144	144	70	69
5学級以下	3	3	6	4
6~11学級	16	15	8	8
12~18 "	28	30	15	17
19~24 "	42	43	20	19
25~30 "	35	33	15	19
31学級以上	20	20	6	2

(注) 学級数は特別支援学級を含む。区分「小学校」については、休校の曲測小を除く。

(4) 市立特別支援学校・特別支援学級（令和4.5.1現在）

区分	学級数	教員数	児童生徒数			
			小学部(校)	中学部(校)	高等部(校)	合計
特別支援学校	知的障がい(福岡中央、若久、東福岡、生の松原、博多高等学園)	277	567	579	260	485 1,324
	肢体不自由(南福岡、今津)	107 (17)	215	147 (25)	70 (9)	51 (8) 268 (42)
	病弱・知的障がい(屋形原)	62 (8)	120	102 (1)	69 (10)	88 (9) 259 (20)
特別支援学校等	知的障がい 小学校	140校	396	2,407	—	— 2,407
	” 中学校	66校	161	—	886	— 886
	肢体不自由 小学校	4校	4	15	—	— 15
	” 中学校	3校	3	—	11	— 11
	病弱 小学校	3校	4	17	—	— 17
	” 中学校	3校	3	—	6	— 6
	難聴・言語障がい 小学校	6校	13 (10)	13 (10)	127 (123)	— — 127 (123)
	” 中学校	1校	1	1	— 2	— 2
	情緒障がい 小学校	17校	50 (10)	50 (10)	386 (128)	— — 386 (128)
	” 中学校	11校	26 (3)	26 (3)	— 183 (55)	— 183 (55)
	弱視 小学校	2校	2	4	—	— 4
	” 中学校	0校	—	—	—	—
	LD・ADHD等 小学校	17校	38 (38)	38 (38)	454 (454)	— — 454 (454)
	” 中学校	5校	8 (8)	8 (8)	— 106 (106)	— 106 (106)
	” 高等学校	1校	1 (1)	1 (1)	—	—

(注) 特別支援学校の（ ）は訪問教育で内数、特別支援学級等の（ ）は通級指導教室で内数

(5) 学校規模適正化事業

小規模校や大規模校が抱えている様々な教育課題を解決するため、学校規模を適正化し良好な教育環境を整備することにより、教育効果の向上を図る。

(6) 学力向上の取組

全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象とし、教科に関する調査（国語、算数・数学）等を行うもので、福岡市では全ての市立小中学校が参加している。また、福岡市では、独自に小・中学校全学年を対象とした生活習慣・学習定着度調査を実施する。これらの調査で明らかになった課題を全市一体となって克服するため、各学校の課題に即した授業改善推進プランを作成するとともに、学校、家庭、地域と連携した学力向上の取組を進める。

また、低学年からの言語感覚や言語文化を育む環境整備のために、小学校1・2年生に音読朗読ハンドブック「いきいき」をデジタル化し、1人1台端末での活用を推進する。

(7) 保幼小中連携の推進

各校種の円滑な接続や各学校の教育活動の充実を図るため、「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を要に、校種間連携のあり方の協議や情報交換を行い、保幼小中連携を推進する。

また、小中連携については、小中連携教育担当者連絡会を実施し、義務教育9年間を見通した教育活動の充実や児童生徒の交流等による、よりよい人間関係の形成を全ての小・中学校で推進するとともに、学校間の情報共有及び活動の充実を図る。

(8) 道徳教育の推進

地域行事への参加やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や命を大切にする心を高めるため、全小中学校において、学校・家庭・地域が、より連携を深め、共に子どもたちを育てる「共育」による道徳教育を推進する。

(9) 35人以下学級の推進

小中学校全学年での35人以下学級暫定実施を検証した結果、その効果が認められたことなどから、令和4年度以降、本格的に実施する。

(10) 一部教科担任制及び少人数指導の推進

各学校が、自校の課題に応じ、小学校5・6年生を中心とした一部教科担任制や少人数指導を実施し、児童生徒の興味関心に応える学習やつまずきの克服など確かな学力の向上を図る。

(11) 小中一貫教育の推進

能古小・中学校において、小学校と中学校の学年や教科の枠組みにとらわれずに独自の教育課程を編成し、ICTを活用した学習や独自教科である「ふるさと科」、小1からの英語教育など、小学校1年生から中学校3年生までの9年間のつながりを大切にした魅力ある教育活動を実施する。

(12) 教育の情報化の推進

国の進める「GIGAスクール構想」に基づき、小・中・高・特別支援学校の児童生徒に1人1台整備を行った学習者用パソコンや、すべての普通教室に整備した常設のプロジェクタや指導者用パソコン等のICT教育環境を日常的に活用し、各教科の授業で効果的で分かりやすい授業の実現を図る。

(13) 校務情報化の推進

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教育の質の向上に資するため、教職員のパソコン整備とともに、校務支援システムの運用により、校務の効率化を図る。

(14) 国際教育の推進

グローバル人材の育成のために、コミュニケーション力、行動力、発信力の向上を目指し小中学校の外国語教育の充実を図る。

小学校3・4年生において、地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なゲストティーチャーを配置し、言語や文化について体験的な理解を深める。また、小学校5・6年生において、外国人英語指導講師（ネイティブスピーカー：NS）を配置し、生きた英語に触れ、慣れる機会を増やすことで、実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。中学生においては、外国人英語指導講師（ネイティブスピーカー：NS）を配置するほか、英語チャレンジテストや英語スピーチコンテストを実施する。

(15) 学校給食の実施状況（令和4.5.1現在）

区分	小学校 ※昭25開始	中学校 (能古、玄界、小呂、舞鶴、住吉)	特別支援学校 (南福岡、今津)	中学校※昭48開始 (能古、玄界、小呂、舞鶴、住吉、福岡きぼうを除く)	特別支援学校 (南福岡、今津、博多高等学園を除く)
調理方式	単独校方式			共同調理場方式	
物資の調達	(公財) 福岡市学校給食公社				

(16) 給食費内訳（令和4年度）

（単位:円）

区分	月額 給食費	年間 給食回数	1食単価			
			主食	牛乳	おかず	合計
小学校	4,200	190回	63.17	52.27	127.71	243.15
中学校	5,000	190回	72.74	53.64	163.09	289.47

（注）能古・玄界・小呂・舞鶴・住吉中学校は、内訳（主食、牛乳、おかず）が上記と異なる。

(17) 学校給食センター（令4.5.1現在）

区分	所在地	給食開始	実施校数
第1給食センター	博多区東平尾一丁目9-16	平成26年9月	23校
第2給食センター	東区香椎浜ふ頭二丁目5-5	平成28年8月	23校
第3給食センター	西区今宿青木1042番88	令和2年10月	23校

(18) 学校給食センター再整備事業

中学校及び知的障がい特別支援学校給食を調理・配達している給食センターについて、老朽化に対応するとともに、食物アレルギーの対応や中学校食器の個別食器への変更など、給食の充実を図るため、再整備を行った。

(19) 子どもたちの安全確保

各学校策定の「危機管理マニュアル」の隨時改善、また各種避難訓練の充実など、各学校における危機管理体制をさらに強化する。

児童生徒の登下校の安全確保のため、小学校1年生及び市外からの転校生へ防犯ブザーの配付や各学校での安全マップ作成により指導の充実を図る。また、学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、通学路の安全体制づくりに向けて「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に沿って、通学路点検、安全対策の実施を行う。さらに、スクールガードリーダーによる学校巡回、学校と地域諸団体・関係機関との連携による通学路のパトロール強化及び危険箇所の点検の実施などにより、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を進める。

(20) 市立高等学校教育の充実

生徒一人ひとりの進路希望を実現するとともに、勤労観・職業観を育成するため、教員の指導力向上を図り、キャリア教育を推進する。また、「第2次福岡市教育振興基本計画」に基づいて、各学校の魅力を高めるための特色ある取組を推進する。

(21) 児童生徒の健全育成

いじめ・不登校等対策

教育相談コーディネーターを夜間中学を除く全中学校に、教育カウンセラー等をこども総合相談センターに、スクールカウンセラーを全ての市立学校に週2日配置（小呂、玄界小中学校は週1日及び心の教室相談員を配置）する。

いじめや不登校の未然防止や早期発見につなげるためのQ-Uアンケートを実施している。（小4～6年、中1～3年）

自然教室

自然との触れ合いによる体験学習や集団生活等を通して、心身ともに調和のとれた児童生徒の健全育成を図るため、小・中学校で実施する。

(22) いじめゼロプロジェクト

いじめ根絶をめざして児童生徒が主体的に取り組み、いじめ問題に対する児童会・生徒会活動等を活性化させるために、前期に「いじめゼロ取組」を全小中学校で実施する。また、「いじめゼロサミット」を開催し、これまでに実践した取組の成果と課題を明らかするために、シンポジウムなどを行う。いじめゼロサミット後には各学校独自の取組を行う。

(23) 教育相談の充実

教育相談機能の連携

教育相談を、こども総合相談センターの専門相談機能の一部門として、他の相談機能と連携して子どもの課題に対応する。

適応指導教室（「はまかぜ学級」、定員40人・「まつ風学級」、定員20人・「すまいる学級」2教室、定員16人）

心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行うことにより、学校復帰や社会的自立を図る。

スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）活用事業

児童生徒や保護者の課題に対し、家庭・地域・関係機関と連携した効果的な支援を行う。全ての中学校区及び高等学校、特別支援学校に配置する。（拠点校SSW7人・会計年度任用職員SSW72人）

SNSを活用した教育相談事業

子どもたちの声を受け止め、相談の機会を広げるため、気軽に相談することができる「福岡市こどもSNS相談2022」を開設する（福岡市立学校の全児童生徒、福岡市内にある私立・国立・県立の特別支援学校の小中学校に通う児童生徒（希望校）が対象）。

(24) 学校サポーター会議

学校の当面する課題解決に向けた助言を行うなど、家庭や地域の参画により、学校を支援する組織として「学校サポーター会議」を全市立学校に設置し、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校教育の活性化を図る。

(25) 「学生サポーター」制度

授業の補助や部活動などを支援するため、協定を締結した大学から学生サポーターを派遣する。

協定締結大学：19大学（令和4年5月現在）

九州産業大学、九州女子大学、九州女子短期大学、九州大学、久留米大学、西南学院大学、日本経済大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、中村学園大学短期大学部、福岡大学、福岡教育大学、福岡工業大学、福岡女学院大学、福岡女子大学、西日本短期大学、純真短期大学、福岡県立大学、九州共立大学

(26) 教員評価制度の充実

校長のリーダーシップのもと、組織的・計画的な学校経営の推進や教職員一人ひとりの資質・能力の向上により、学校教育の充実を図るため、目標管理による教員評価制度の充実、改善に取り組むとともに、校長及び高等学校の副校長・教頭に対しては、業績評価・能力評価を実施する。

(27) 特別転入学制度

小規模校特別転入学制度（海っ子山っ子スクール）

自然環境を生かした教育活動を行っている小規模の学校に通学することにより、豊かな人間性をはぐくみ、自然を愛する心を培う。

対象学校 勝馬小

小中一貫教育校特別転入学制度

小中一貫教育の導入による、9年間の連続した特色ある教育を通して、確かな学力や健やかな体の育成を図る。

対象学校 能古小、能古中

(28) 発達教育センター〔平成7年4月開設〕

障がいのある幼児・児童・生徒に対する教育全般に関して子どもと学校を繋ぐ中心的指導施設としての役割を担い、教育のあり方について保護者の理解を深めるとともに、子どもたちの能力を高める教育活動を支援する教育機関である。

また、障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な指導及び必要な支援を行うという「特別支援教育」の理念をもとに、教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善及び関係機関との連携を図り、本市の特別支援教育を推進する。

所在地 中央区地行浜二丁目1-6

規模 敷地面積3,056.00m²、延床面積3,165.99m²、地上3階、地下1階

主要施設 相談室、検査室、訓練室、指導室、研修室、研究室等

(29) 教育センター〔昭和24年5月開設、昭和57年2月現在地に移転〕

教育関係職員の各種研修及び教育に関する調査研究を実施している。

所在 地 早良区百道三丁目10-1
規 模 敷地面積6,481m²、延床面積7,826m²、地上4階、地下1階

- ・主要施設 一般研修室・理科研修室等12研修室、授業力向上支援センター
- ・研修講座 (令和4年度) 150講座、358回、受講者総数20,424人
- ・派遣研修 (令和4年度) 独立行政法人教職員支援機構派遣研修7人、国立特別支援教育総合研究所派遣研修1人、海外派遣研修(英語関係)中止、高等学校英語科教員海外派遣研修中止
- ・授業力向上支援センターにおける教育情報の提供
- ・教育の情報化の推進支援
- ・研究推進の支援
- ・研修員等による調査研究

(30) 子ども読書活動の推進

「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)」(平成29年2月策定)に基づき、子ども読書活動推進会議の開催や「福岡市子どもと本の日」通信(毎月23日)、「共読(ともどく)」(保護者、友達、先生など複数の人と一緒に読書を楽しむこと)の周知など、子ども読書活動の普及・啓発のための事業を実施する。

(31) 家庭教育支援

基本的生活習慣や規範意識の定着のため、全ての保護者を対象に学習機会を提供するとともに、行政とNPOの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業に取り組むなど、学校・家庭・地域が連携して、家庭の教育力向上に向けた総合的な事業を実施する。

(32) 人権教育の推進

「第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、学校教育においては学校の教育活動全体を通じて人権教育の積極的な推進を図るとともに、社会教育においては人権尊重のまちづくりに取り組む市民の主体的な活動への支援を通して、人権教育を推進する。

(33) アントレプレナーシップ教育

自分の将来に夢をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

チャレンジマインド育成事業として小学校では、全小学校6年生で職業探究プログラムを実施する。また、各界著名人が直接授業を行う「夢の課外授業」を10校で実施する。中学校では起業家等による「未来を切り拓くワークショップ」を、オンデマンド動画

を活用し全校で実施する。

また、小・中学校の図書館に「立志」や「チャレンジマインド」に関する書籍・資料を配備したふくおか立志応援文庫を設置している。

④ 総合図書館〔平成8年6月開館〕

図書資料部門、文書資料部門、映像資料部門の3部門で構成され、図書資料部門では、各区市民センター及び地域交流センター内の分館やアミカス図書室などとネットワークを結び、図書資料の迅速な提供を行っている。他の公共図書館や市内の大学図書館との間で相互貸借を行い、所蔵資料以外についても提供に努めている。

文書資料部門では、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書や行政資料、福岡の歴史に関する古文書資料や郷土資料を収集・保存するとともに、福岡市文学館事業を実施している。

映像資料部門では、アジア映画や郷土の映像資料及び映像関係資料を専門的に収集・保存・公開するフィルムアーカイヴ事業の運営を行うとともに、新たにアジア映画等の貸与を開始している。

また、福岡市電子図書館では電子書籍の提供を行っている。

所在地 早良区百道浜三丁目7-1

規模 敷地面積19,818m²、延床面積24,120m²、地上5階建

主要施設 図書資料部門（収藏能力約150万冊、閲覧席数約1,000席）、文書資料部門（収藏能力約50万冊）、映像資料部門（映像ホール定数246、ミニシアター定数50）、第1会議室150人、第2会議室48人、ビデオライブラリー、こども図書館、九州国連寄託図書館、点字図書館

蔵書 (令4.3.31現在) 2,043,791冊

利用状況

○個人利用 (令和4.3.31現在)

(単位：人、冊)

施設名	登録者数	貸出冊数	施設名	登録者数	貸出冊数
総合図書館	213,111	941,403	南図書館	42,259	-
東図書館	53,771	433,446	城南図書館	36,283	277,269
和白図書館	23,820	118,489	早良図書館	19,722	131,449
博多図書館	25,335	156,332	早良南図書館	2,308	132,609
博多南図書館	24,450	125,861	西図書館	37,726	231,763
中央図書館	36,395	234,826	西部図書館	34,112	181,573
			総計	539,292	2,965,020

*南図書館は大規模改修のため令和3年1月より休館中

○団体貸出

登録団体数 441団体（令和4.4.1現在）

配本冊数 183,980冊（令和4.3.31現在）

(35) 放課後等の遊び場づくり事業（わいわい広場）

児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後等に、自由に安心して、自発的に遊びや活動ができる場や機会づくりを推進し、児童の心身の健全な育成を図る。

開設数（令4.4.1現在） 138か所

(36) 留守家庭子ども会事業

放課後帰宅しても保護者が労働等で不在である家庭の児童を対象として、小学校内に「留守家庭子ども会」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行う。

留守家庭子ども会

開設日時 月曜日～金曜日：放課後から午後7時まで

土曜日：午前8時から午後6時まで

学校休業日（夏休み等）：午前8時から午後7時まで

対象児童 小学校在籍児童

運営主体 留守家庭子ども会運営委員会

支援員 各所2～10人

開設数（令4.4.20現在） 139か所、入会児童数17,492人

(37) 昼間校庭開放事業

子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図るため、幼児及び児童生徒に対し、土・日曜日等の学校休業日に小学校の校庭を開放する。

実施状況（令和3年度） 実施か所138か所

利用者数延12万人